【参考資料】

１　千葉県条例：障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

（福祉サービス分野）

第２条　２　一　イ　本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

＜解釈指針（逐条解説）＞

* 障害に起因して生じている具体的な状況により、人の生命、身体、財産に対する侵害が現に生じている場合、又は具体的な危険が切迫している場合には、「合理的な理由」があるものとし、福祉サービスの提供を拒否などしても不利益取扱いとは解しません。
* 例えば、入浴サービスの実施中に本人の体調が急変した場合、本人の生命、身体の保護のために当該サービスの提供を中止（拒否）しても、「合理的な理由」があるとし、不利益取扱いとは解しません。
* 「合理的な理由」については、事業者等が「合理的な理由」がある状況について説明する必要があります。また、「合理的な理由」がある場合においても、話し合いを通じて、「合理的な配慮に基づく措置」を講ずることができないか検討する必要があります。

（商品・サービス分野）

第２条　２　三　商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

＜解釈指針（逐条解説）＞

* 障害に起因して生じている具体的な状況により、現にサービスの本質を著しく損ねている場合、又はサービスの本質を著しく損ねる状況が切迫している場合には、「合理的な理由」があるものとし、サービスの提供を拒否などしても不利益取扱いとは解しません。
* 例えば、障害特性から、クラシックコンサートの最中に会場で大声を上げてしまった場合、当該サービスの提供に不可欠な静謐さを壊さないように当該サービスの提供を拒否しても、「合理的な理由」があるとし、不利益取扱いとは解しません。
* また、障害に起因して生じている具体的な状況により、人の生命、身体、財産に対する侵害が現に生じている場合、又は具体的な危険が切迫している場合に、「合理的な理由」があるものとし、サービスの提供を拒否などしても不利益取扱いとは解しません。
* 例えば、遊園地の遊具に乗車中に本人の体調が急変した場合、本人の生命、身体の保護のために当該サービスの提供を中止（拒否）しても、「合理的な理由」があるとし、不利益取扱いとは解しません。
* 「合理的な理由」については、事業者等が「合理的な理由」がある状況について説明する必要があります。また、「合理的な理由」がある場合においても、話し合いを通じて、「合理的な配慮に基づく措置」を講ずることができないか検討する必要があります。
* 「サービスの本質を著しく損なう場合」に該当するためには、他のお客様の受忍限度を超え、明らかにサービスの本質を著しく損なうような具体的な状況にあることについて説明が求められます。例えば、健常者であってもクラシックコンサートの最中に「くしゃみ」をしてしまうことはありますし、ベンチレーター（人工呼吸器）の音も席の取り方次第で周りの人に聞こえないような工夫をすることも可能です。

２　長崎県条例：障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり

（福祉サービス分野）

第１０条　福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

　＜逐条解説＞

* 「障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合」としては、障害のある人が福祉サービスを利用している際に、病状の悪化等により体調を崩した場合に、医療等の適切な措置を採るために当該サービスを打ち切る場合等が挙げられます。
* 「その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合」としては、事業所の利用定員数により利用申込みに応じきれない場合等が挙げられます。なお、福祉サービスについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」等（※10-2-1～3）において、サービス提供の拒否に関する「正当な理由」が示されており、これらも「特別な事情がある場合」に該当するものです。
* 差別に当たらない主な事例

 障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

重度障害により障害のある人本人の意思が確認できない場合で、家族等本人の代わりに意思の表明をすることができる者がいないときにおいて、地域の支援体制等を踏まえ、本人にとっての最善の選択として入所させること。障害のある人本人の意思を確認する努力は必要ですが、重度障害によりそれができない場合には、地域の支援体制等を踏まえ、本人にとっての最善の選択として入所させることは、障害のある人自身の不利益となる行為ではないためです。

（商品・サービス分野）

第１２条　商品及びサービス（第１０条の福祉サービスを除く。以下同じ。）の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。

　＜逐条解説＞

* 「サービスの本質を著しく損なうこととなる場合」とは、例えば、映画館、劇場、コンサートホール等において、障害の特性により、じっとしていられずに、当該サービスの提供に不可欠な静寂さを壊してしまい、他の観客に対して本来のサービス提供が困難になる場合を指します。
* ただし、この規定を適用するに当たっては、他の利用者の受忍限度を超えるものであり、明らかにサービスの提供に支障を招く状況であることを、具体的に説明する必要があります。なお、個々の障害のある人の状態を把握することなく、身体障害等であることを理由に、一律にサービスの提供を拒否することは、差別に当たります。
* 差別に当たらない主な事例

 障害を理由とする行為であるかないかは一概に判断しにくい場面もありますが、この条における差別の対象とならない事例としては、具体的には以下のものが挙げられます。

登山ツアーの参加に当たって、参加に支障がない旨の診断書等の提出を求める場合。登山という体力が必要とされるツアー内容であるため、診断書の提出を求めるものであり、ツアーを催行するに当たっての必要な要件と認められるからです。ただし、障害を理由に一律に制限しているかのように受け取られないよう対応していただくことが望まれます。

店舗内の通路の幅が狭く、車いす利用者の通行ができなかったため、従業員が店舗の入口で注文を受けて、車いす利用者に代わって品物を選び、売り渡す場合。車いす利用者が自ら商品を選んで買い物をすることに代って、合理的配慮による商品提供が行われているからです。

３　京都府条例：京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

（福祉サービス分野）

第６条　（１）　障害者に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を提供する場合において、当該障害者に対して、その生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

（商品・サービス分野）

第６条　（４）　障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、当該障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、その障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。